令和 5 年度 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（ 10 万円）申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

| 支給市区町村 | ※令和5年12月1日時点の市区町村 |
| :---: | :---: |
| 豊川市 | 長殿 |



裏面の【誓約•同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約•同意の上，申請します。
1．申請•請求者（世帯主）


2．申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載


## 3．振込口ロ座•現金支給のいずれかにチェック（ロ）を記入してください。


［受取口座説入欄］


## 誓約•同意事項

## ※全ての項目を確認し，口にチェック（ $\boldsymbol{V}$ ）してください。

## －以下の全ての誓約•同意事項について確認し，装約•同意します。

（1）住民税非課税世帯支援給付金の支給要件（※1）に該当します。
※1【支給要件】
給付金の支給対象となるためには，以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が，令和5年度の住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
イ 世帯の中に，令和5年度の住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
ウ 令和5年度 豊川市住民税非課税世帯支援給付金（7万円）の支給を受けた世帯ではありません。
エ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
オ 他の市区町村で令和 5 年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）（※2）の支給を受けていません。
※2 給付金とは，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金•定額減税一体支援枠を財源として給付される現金又は現物をいいます。市町村によって名称，支給方法，金額等が異なる場合があります。
（2）給付金の支給要件の該当性等を審査等するため，豊川市が必要な住民基本台帳情報，税情報等の公簿等の確認 を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
（3）公簿等で確認できない場合は，関係書類の提出を行います。
（4）給付金の支給後，給付金の支給要件を満たさないことが判明した場合には，給付金を返還します。
（5）この申請書は，豊川市において支給決定をした後は，給付金の請求書として取り扱います。
（6）提出期限である令和6年5月31日（当日消印有効）までに提出されない場合は，給付金を給付できません （受取りを辞退したものとして取り扱います）。
（7）不備の書類により給付ができなかった場合，提出期限までに豊川市が確認等を行った上でなお必要な修正がで きなかった時は，申請は取り下げられたものとします。

## 提出 書 類

© 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（10万円）申請書（請求書）（本書）
※必要事項をご記入ください。
© 『申請•請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※申請•請求者のマイナンバーカード（写真付の面のみ），運転免許証，パスポート，在留カード（両面），特別永住者証明書，健康保険証の写し等いずれか 1 点をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など，受取口座の金融機関名・ロ座番号・ロ座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

※【誓約 同 令和5年度住民税課税証明書又は非課税証明書が必要となるのは，15歳以下の方を除く，
（チェック令和 5 年 1 月 2 日以降に豊川市に転入した世帯員全員分となります。


